

(仮称) 二級河川巴川流域水位・氾濫域予測システム構築研究会設置要領

(設置)

第1条 巴川流域において、水位上昇や氾濫域を予測するシステムを構築し、事前の避難行動に繋げる情報を提供するため、(仮称) 二級河川巴川流域水位・氾濫域予測システム構築研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水位・氾濫域予測システム構築に関すること。
- (2) 防災情報の提供に関すること。
- (3) 水位・氾濫域予測システムの精度検証、精度向上に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、会長、副会長、委員をもって、別表に掲げる者で組織する。

- 2 会長は、研究会の会務を総理し、研究会を代表する。
- 3 会長は、研究会の会議の議長となる。
- 4 会長を欠くときは副会長が会長を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 研究会の会議は、会長が招集する。

- 2 研究会は、会長が招集する委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 研究会の事務局は、建設局土木部河川課に置く。

(雑則)

第7条 その他研究会の運営に必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

別表

| 役職 | 職名等 |
|-----|----------------------------------|
| 会長 | 静岡県 副市長 |
| 副会長 | 静岡県 建設局 次長兼土木部長 |
| 委員 | 京都大学 防災研究所 流域災害研究センター長・教授 川池 健司 |
| 委員 | 京都大学 防災研究所 社会防災研究部門・教授 佐山 敬洋 |
| 委員 | 京都大学 防災研究所 気象・水象災害研究部門・准教授 山口 弘誠 |
| 委員 | 静岡大学 防災総合センター副センター長・教授 牛山 素行 |
| 委員 | 国土交通省 中部地方整備局 河川部水災害予報センター長 |
| 委員 | 一般財団法人河川情報センター 審議役 |
| 委員 | 気象庁 静岡地方气象台 次長 |
| 委員 | 静岡県 交通基盤部 河川砂防局長 |
| 委員 | 静岡市 危機管理総室長 |
| 委員 | 静岡市 上下水道局 下水道部長 |